

令和4年12月2日

長久手市立小中学校

保護者の皆様

「厳重警戒」での感染防止対策に伴う教育活動ガイドラインの変更について (R4.12.2)

長久手市教育委員会

保護者の皆様方には、長久手市内の小中学校の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

この度、愛知県では、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改訂されました。こうした状況を鑑み、長久手市教育委員会としても、下記のとおり「厳重警戒」での感染防止対策に伴う教育活動ガイドラインを一部変更し、下記のとおり決定しました。下線部分が今回の加除修正です。

## 記

### 1 臨時休業等について

各学校の感染状況に応じて臨時休業、学年・学級閉鎖の実施を迅速かつ適切に判断します。判断基準は、以下のとおりです。期間については、土日祝日を含めた3日程度を目安とします。なお、以下の基準を満たさない等、校内で陽性者が判明しても臨時休業等は実施しない場合もあります。

#### 【学級閉鎖】

- 直近3日間で以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。
  - ① 感染者が3名以上判明した場合
  - ② 感染者、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）及び未診断の風邪等の症状を有する者が、合わせて学級の15%以上いる場合
  - ③ その他、設置者で必要と判断した場合

#### 【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

#### 【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

### 2 感染防止対策について

令和4年3月18日付けの「厳重警戒」での感染防止に伴う県立学校の対応についてに記載した対策を徹底し、感染の拡大の防止に向け、引き続き感染防止対策に努めます。

#### (1) 学習活動について

感染防止対策を適切に実施して活動します。ただし、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動の実施は、地域の感染状況に応じて慎重に再開を検討していきます。

#### (2) 給食について

- ア 引き続き給食時間前の手洗いを入念に行います。
- イ 給食中は、座席は向かい合わせにならないようにし、大声での会話は控えます。

#### (3) 清掃について

- ア 通常の清掃を行います。清掃後には手洗いを入念に行います。
- イ 児童生徒が多く触れる場所を中心に、消毒を実施します。

(4) 学校行事について

感染症予防の3つの条件（①密閉 ②密接 ③密集）が重ならないように工夫します。場合によっては、縮小したり、延期したり、実施を見合わせたりすることもあります。

(5) 部活動について

ア 部活動は、感染防止対策を徹底した上で実施します。

イ 練習試合を含めて対外試合は、実施周辺地域の感染状況に応じて、部活時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施します。

(6) 児童生徒の健康状態の把握等について

ア 同居のご家族等も含めて毎日の検温、健康状態の確認をし、健康チェックカードに記入し、担任に提出してください。児童生徒に発熱や倦怠感、喉の違和感などのかぜ症状がある場合は、登校させないでください。ただし、軽微な症状がある場合の登校は、地域の感染状況や花粉症など、個別の状況に応じて適切に判断してください。

イ 同居のご家族等に同様の症状がある場合も、地域の感染状況に応じて、登校を控えてください。

ウ 本人及び同居のご家族がかぜ等の症状によりPCR検査等を受ける場合、検査結果が判明した場合は、学校に連絡をお願いします。

### 3 その他

(1) 修学旅行等の校外行事は、行き先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で、慎重に判断します。

(2) 今後、地域の感染レベルに変更があり、教育活動に大きな影響が生じるようになった場合は、再度ガイドラインを変更します。

(3) 新型コロナウイルス感染者が判明したときのメール配信については、各学校で臨時休業等を実施する場合に、該当の学校にのみ送信します。

(4) 新型コロナウイルス感染症に関して、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等が行われることを心配します。誰もが感染する可能性があるものであり、感染者や濃厚接触者となった方への人権尊重、個人情報保護にくれぐれもご理解とご配慮をお願いします。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関して、夜間、土曜、日曜、祝日などに陽性になった場合の連絡は、平日の朝、学校に連絡してください。

(6) マスクは、屋内において人との距離が保てない状況で会話をする時は着用し、屋外において人との距離が保てる時は外すなど、場面に応じて適切に着脱するよう指導していきます。

[連絡先：長久手市教育委員会 教育総務課 指導室 TEL 0561-56-0626]